

令和3年3月25日

都市部技術監理室

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた 工事及び業務に係る検査、打合せ等の一部改定について

受注者の皆様には工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底等を、令和2年4月24日よりお願いしているところです。

また、同時に求められる円滑な検査の実施のため、標題のことにつきまして一部改定し、次のとおり取り扱いますので、一層のご協力をお願いします。

(※下線部：改定箇所)

1 検査について

原則、対面による検査を行わないこととします。

検査に必要な資料は事前に準備し、電子メールや電話、ウェブ会議システム等（以下「電話等」という。）を活用して検査を行います。

やむを得ず対面による検査が必要な場合、並びに、工事成績評定の対象工事においては、「1(5) やむを得ず対面による検査を実施する場合の対応」によるものとします。

検査の対応例

(1) 書類検査

完成図書で出来形が確認できる部分は書類で確認をします。

受注者の説明が必要な部分は、電話等で説明を求めますが、やむを得ず対面による説明が必要な場合は、感染防止対策を徹底して行うものとします。

(2) 実地検査

検査員もしくは検査員と発注課のみで検測等による確認をします。

受注者の説明が必要な部分は、電話等で説明を求めますが、やむを得ず対面による説明が必要な場合は、感染防止対策を徹底して行うものとします。

(3) 指摘事項等の通知

検査員は指摘事項等を書面によりとりまとめ、受注者に電子メール又はFAXで通知します。（工事中情報共有システムを利用している場合は、システムを利用する場合があります。）

(4) 指摘事項等の回答確認や改善確認

受注者は指摘事項等に対する回答等を、電子メール又はFAX、もしくは工事中情報共有システムで回答してください。

やむを得ず対面による説明や回答等が必要な場合は、感染防止対策を徹底して行うものとします。

(5) やむを得ず対面による検査を実施する場合の対応

検査の円滑かつ適正な実施が困難な場合、または電話等を活用した検査の実施より受発注者双方の業務執行に支障を及ぼすほどの日数を要する場合、並びに工事成績評定の対象工事においては、やむを得ず対面による検査を実施できることとし、受発注者間で協議の結果により実施する場合は、次の対策を講じるものとします。

ア あらかじめ受注者に対し、最小限の人数で検査を実施するよう働きかける。

原則、現場代理人及び主任技術者（監理技術者・監理技術者補佐）の2名程度とする。

イ 広い部屋での実施（許容人数の半分以下）、マスク着用や間仕切りの設置を行う等、感染予防を徹底する。

人と人との距離が近くなるよう注意し、真正面の席は避け、席の間隔を1m以上空ける等の工夫をする。

ウ 検査職員は、検査に出席した受発注者双方の全員の氏名を記録に残す。

エ その他、対面を極力避ける工夫や、こまめな消毒などの様々な取り組みをし、感染防止対策を講じること。

2 工事及び業務における打合せ等について

原則、対面による打合せ等を行わないこととします。

段階確認などは、事前に関係資料を作成し、電話等の活用、もしくは工事中情報共有システムを利用して監督員の確認を受けることとし、可能な限り対面を避けてください。

やむを得ず対面による打合せ等が必要な場合においては、「1(5) やむを得ず対面による検査を実施する場合の対応」に準ずるものとします。

3 工事及び業務における書類の受け渡しについて

可能な限り、対面によらず受け渡しを行うこととします。

受け渡し方法は、郵送、電子メール又はFAXで行ってください。もしくは、工事中情報共有システムを利用してください。

ただし、契約事項に係るものなどで、受注者の押印（社印）が必要なものは、電子メール又はFAXでの対応は不可とし、郵送により受け渡しを行ってください。

また、電子メール又はFAXで受け渡しを行う書類のうち、確認印（認め印）が必要なものについては、所定の押印欄に押印をしたうえで送受信を行い、確認印が印字によるもので可とします。

書類の送受信においては、受信漏れによるトラブル等が発生しないよう、適宜電話等により受け渡しの確認を行ってください。

4 適用期間

令和3年4月1日から当面の間